

「ほくしんオンライン日本語教室」日本語教師 公募要項

長野市観光文化部 観光振興課 インバウンド・国際室

「ほくしんオンライン日本語教室」の日本語教師について、次のとおり募集します。

1 事業の目的

近年、増加傾向にある外国籍住民等が、地域で孤立せず安心して暮らすためには、基礎的な日本語の習得が欠かせません。本市では、広く日本語の学習機会を提供するため、須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町との協働により、オンラインによる日本語教室を開催しています。

この教室では日本語学習と合わせて、外国籍住民等と地域との交流の機会を設けることにより、相互のコミュニケーションに対する不安を軽減し、地域の多文化共生推進を目指します。

2 業務内容等

(1) 業務内容

オンライン日本語教室の学習者にする日本語指導。

- ・授業全体の進行管理やシラバス作成は、コーディネーターが行います。
- ・日本語交流員(参考1参照)と連携して、行動中心アプローチによる授業を実施していただきます。
- ・1年に3回程度の打ち合わせ・会議への出席。

(2) 授業の開催形式及び時間等

①開催形式

授業は基本的にミーティングアプリ「Zoom」を使い、オンラインで行いますが、長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町で開催する、対面形式授業にも参加していただきます(年数回程度)。

※インターネットへの接続端末及び接続環境については、各自ご用意ください。

②開催日時

令和7年1月11日から令和7年3月15日までの毎週土曜日 午後2時から午後4時まで

(参考)令和7年1月～3月の授業開催予定日

1月11日・18日・25日／2月1日・8日・15日・22日／3月1日・8日・15日

※授業15分前より打ち合わせ、授業後15分間振り返りの時間があります。

※日本語教師の委嘱は1年度毎です。令和7年度以降の委嘱については勤務状況等を勘案の上、判断します。

③学習者数 15名程度

④使用教材 (独法)国際交流基金編集「いろいろ 生活の日本語 初級1」

3 対象者

次の(1)～(6)の全ての要件を満たす人とします。

- (1) 出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号イ～ニに該当すること(ホを除く)。(参考2参照)
- (2) 日本語教育現場で定められたプログラムを行うことができること。
- (3) 地域の日本語教育に格別の意欲をもっていること。
- (4) 別紙資料を読み、ほくしんオンライン日本語教室の趣旨を理解していること。
- (5) 必要な機器、環境を整えZoomを使用してオンラインでの授業を行うことができること。また、関係者との情報共有にSlackを使用できること。
- (6) 1期につき13回開催される授業のうち、6回程度勤務できること。

4 募集期間 令和6年11月1日(金)から令和6年11月22日(金)まで

5 募集人数 若干名

6 応募方法

(1) 必要書類

応募用紙及び日本語教師であることを証明する書類の写し

(応募用紙は長野市観光振興課及び長野市公式ホームページにあります)

(2) 提出方法

窓口へ直接、もしくは、郵送またはEメールのいずれかで長野市インバウンド・国際室へ提出してください。

7 報酬等 2,650円/時間(所得税控除前) ※授業前後の打ち合わせは時間に含みません。

8 選考方法等

(1) 選考方法

書類審査およびオンラインによる個別面接等

書類審査合格者に対し、個別面接を実施します(面接時間30分程度)。また、選考の一環として、ほくしんオンライン日本語教室の授業見学をしていただきます。

※長野県主催「令和6年度日本語教師のための地域日本語教育研修」受講者及び過去に人材連携型の地域の日本語教室に携わっていたことがある方は、授業見学を免除します。

【予定】書類選考結果通知:令和6年11月27日(水)

個別面接:令和6年12月2日(月)～12月6日(金)

授業見学:令和6年12月7日(土)・12月14日(土) 午後2時～午後4時

令和6年12月11日(水) 午後7時～午後8時30分 のいずれか1回

(2) 選考基準

業務を行うために必要な経験・知識等をもっているか、地域の日本語教師としてふさわしいかという基準から、総合的に判断します。

(3) 選考結果の通知

応募時に登録したメールアドレスに通知します。

9 その他

提出された個人情報は選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

10 問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市観光文化部観光振興課 インバウンド・国際室(市役所第二庁舎4階)

電話:026-224-5447

E-mail:kokusai@city.nagano.lg.jp

参考1

「日本語交流員」

日本語交流員とは、日本語教師と協力しながら学習者の日本語習得を支援する人材のことです。教室に参加する日本語交流員は、長野県が実施する日本語交流員を養成するための研修を修了した方です。

参考2

出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者